合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十四年一月三十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

平成二十四年一月二十五日

東京都千代田区三崎町二丁目一八番九号
（甲）株式会社創拓社出版
代表取締役　川渕　孝行

東京都中央区銀座一丁目一四番四号
（乙）株式会社川渕コーポレーション
代表取締役　川渕　孝行

東京都中央区銀座一丁目一四番四号
（丙）株式会社川渕ホールディングス
代表取締役　川渕　孝行

第29期決算公告

平成24年1月25日

東京都千代田区三崎町二丁目18番9号
株式会社創拓社出版
代表取締役　川渕　孝行

貸借対照表の要旨
（平成23年3月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,748,667
	固定資産	54,635
	合計	1,803,303
負債及び純資産の部	流動負債	1,188,946
	固定負債	563,651
	株主資本	50,704
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,704
	その他利益剰余金	40,704
	（うち当期純利益）	(88,767)
	合計	1,803,303

第1期決算公告

平成24年1月25日

東京都中央区銀座一丁目14番4号
株式会社川渕ホールディングス
代表取締役　川渕　孝行

貸借対照表の要旨
（平成23年5月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,014
	資産合計	50,014
負債及び純資産の部	流動負債	105,080
	負債合計	105,080
	株主資本	△55,065
	資本金	10,000
	利益剰余金	△65,065
	その他利益剰余金	△65,065
	（うち当期純損失）	(65,065)
	純資産合計	△55,065
	負債・純資産合計	50,014

第19期決算公告

平成24年1月25日

東京都中央区銀座一丁目14番4号
株式会社川渕コーポレーション
代表取締役　川渕　孝行

貸借対照表の要旨
（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,606,554	流動負債	797,648
固定資産	138,636	固定負債	1,228,428
繰延資産	887	株主資本	720,001
		資本金	30,000
		資本剰余金	6,035
		資本準備金	6,035
		利益剰余金	683,966
		利益準備金	72,044
		その他利益剰余金	611,921
		（うち当期純利益）	(182,226)
資産合計	2,746,078	負債・純資産合計	2,746,078

優先資本金の額の減少公告

平成24年1月25日

東京都江東区亀戸六丁目56番15号
グローバル・アセット・ワン・ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

グローバル・アセット・ワン・ホールディング特定目的会社（以下、「本特定目的会社」という。）は平成24年2月9日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第2項の規定により公告致します。

1．優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭（但し、優先出資の消却を目的とした特定社債の発行が行われ又は本特定目的会社の資産流動化計画（以下、「本計画」という。）に従った借入れが行われたことにより本特定目的会社が受領した特定社債の発行代わり金及び借入金を除く。）から、特定社債の元利金（弁済期の到来した分に限る。）の弁済、積立金の積立て、その他必要費用の支払に要する金額を控除した後の残余金（以下、「優先出資消却原資」という。）がある場合に、優先出資消却原資を、本計画に係る業務の終了前に、優先出資の払戻しとして優先出資社員に交付するため。

2．優先資本金の額の減少をする要件

取締役が優先出資消却原資の計算を行った上で簡易減資消却が適当であると判断したことを要件とする。

3．優先資本金の額の減少をする時期

上記2．の判断がされてから6か月以内に行う。

4．減少する優先資本金の額

金30,000,000円

5．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

本特定目的会社が発行する優先出資は1種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は600口である。

6．優先出資の消却の方法

下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）}$$

なお、減資消却可能額とは、初回の事業年度から上記1．の目的で行われる簡易減資消却が行われるまで（以下、「対象期間」という。）に発生した優先出資消却原資の累積額より、㈠対象期間内に行われた利益の配当（中間配当を含む。以下本定義において同じ。）に係る配当金の累積額、㈡当該簡易減資消却が行われる前に上記1．の目的で行われた簡易減資消却による払出額の累積額、㈢取締役がその判断により決定する、当該簡易減資消却が行われた後に発生することが合理的に見込まれる、Ⓐ本特定目的会社の維持・運営に係る債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て及びⓒ利益の配当のため、これらの原資を確保するために必要な金額を控除した残額を上限として、その範囲内において取締役が決定する、50,000円の整数倍となる金額をいう。

7．優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金30,000,000円

8．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

本特定目的会社が発行する優先出資は1種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。